

港北区公告 第143号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月27日

横浜市港北区長

古石 正史



送達を受けるべき者の氏名又は名称	堀川 富美
送達する書類	令和8年度市民税・県民税・森林環境税第1期督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	